

# 令和元年度第3回

## 宇都宮市国民健康保険運営協議会

### 会議次第

日時 令和元年12月26日(木)  
午後4時30分～  
会場 宇都宮市役所14階  
14A会議室

#### 1 開 会

- (1) 会議録署名委員の選出

#### 2 議 事

- (1) 協議事項
  - ・協議第1号 国民健康保険税の税率の見直し等について
- (2) その他

#### 3 その他

#### 4 閉 会

宇都宮市国民健康保険運営協議会委員名簿

令和元年8月1日現在

委員種別	氏名	役職等
第1号委員 被保険者代表	天谷 美恵子	市議会議員
	金 沢 力	〃
	高橋 裕樹	宇都宮商工会議所青年部 監事
	山森 睦美	〃 女性部 理事
	篠崎 和一	市農業委員 会長職務代理者
	坂本 悦男	公募委員
	鈴木 信次	〃
第2号委員 保険医・ 保険薬剤師 代表	片山 辰郎	市医師会会長
	小林 健二	市医師会副会長
	増山 哲茂	〃
	金子 達	〃
	北條 茂男	市歯科医師会会長
	長谷川 英一	市歯科医師会専務理事
	石崎 一郎	市薬剤師会会長
第3号委員 公益代表	今井 政範	市議会議員
	今井 恭男	〃
	◎塚田 典功	〃
	○大貫 隆久	市社会福祉協議会 副会長
	檜山 和子	市民生委員児童委員協議会会長
	上野 元子	宇都宮人権擁護委員協議会 宇都宮部会委員
	小野 篤司	宇都宮短期大学 准教授
第4号委員 被用者保険等 保険者代表	宮崎 務	全国健康保険協会栃木支部 支部長
	小山田 静子	栃木県市町村職員共済組合 事務局長
	野沢 良治	栃木県トラック健康保険組合 常務理事

◎:会長

○:会長職務代理者

## 事 務 局 名 簿

氏 名	役 職
緒 方 秀 徳	保健福祉部長
佐 藤 齊	保健福祉部次長
野 沢 努	保健福祉部保険年金課長 ※ 1
石 井 三 士	保健福祉部保険年金課長補佐
関 本 耕 司	保険年金課管理グループ係長
田 上 貴 子	保険年金課国保給付グループ係長
鷺 谷 勉	保険年金課国保税グループ係長
高 橋 智	保険年金課収納グループ係長
岩 崎 豊 弘	保険年金課滞納整理グループ係長
久 保 孝 弘	保険年金課管理グループ総括 ※ 2
齋 藤 幸 子	保険年金課国保給付グループ総括
鈴 木 加 代	保険年金課国保税グループ総括
大 友 治	保険年金課収納グループ総括
加 藤 尚	保険年金課滞納整理グループ総括
阿 部 龍 之	保健福祉部健康増進課長
石 川 直 樹	保健福祉部健康増進課長補佐
岡 川 秀 則	健康増進課企画グループ係長
齋 藤 雅 子	健康増進課健康づくりグループ係長
塚 田 亜 希 子	健康増進課健康診査グループ係長

※ 1 書記長

※ 2 書記

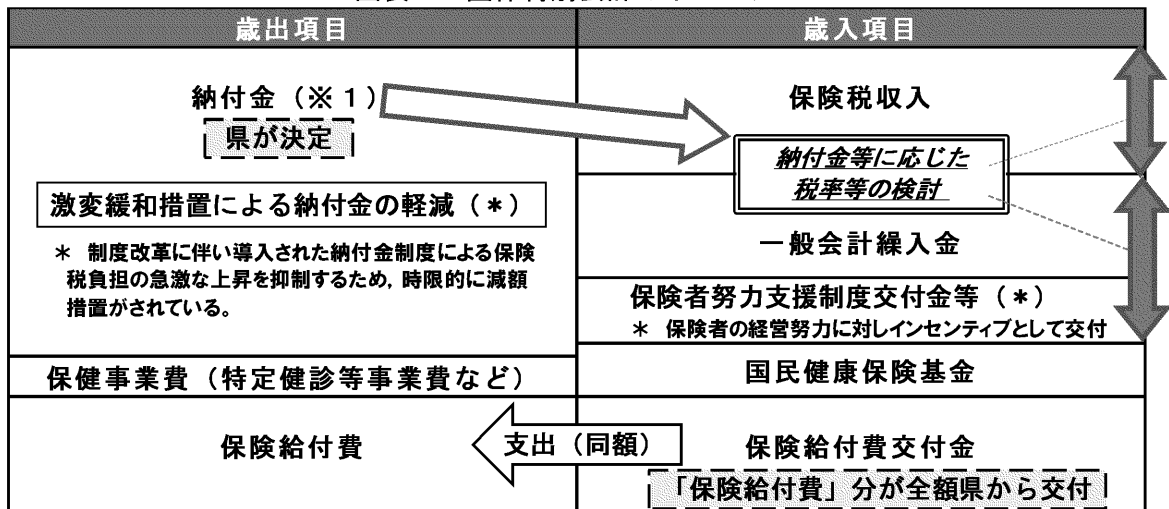
協議第 1 号

国民健康保険税の税率の見直し等について

1 国保財政の状況と課題

- ・ 国保制度については、被保険者の高齢化の進行や医療技術の高度化などにより 1人当たり医療費は年々増大しており、また、他の医療保険と比べ年金受給者や非正規労働者など低所得者が多く加入しているといった構造的な問題を抱え、多くの自治体で厳しい財政運営が続いている。
  - ・ 国は、持続可能な医療保険制度を構築するため、平成 30 年度に制度改革を行い、県に国保運営の中心的な役割を担わせ、財政運営の責任主体となった県は保険給付費全額を賄う交付金を市町に交付し、その財源として市町ごとに国保事業費納付金（以下「納付金」と言う。図表 1 参照）を決定し、徴収する納付金制度が導入された。
  - ・ 令和元年度予算編成では、県から示された納付金が前年比で約 10%（約 14 億円）増となり、国保基金のほぼ全てを充ててもなお財源が不足したため、暫定的な一般会計法定外繰入（約 3 億円）を実施した。
- ⇒ 国保事業を持続的、安定的に運営するため、財政の健全化が課題

図表 1 国保特別会計のイメージ



※ 1 納付金：平成 30 年度からの制度改革に伴い、県が、県内の総医療費を基に保険給付費を算出し、これを賄うために必要な額を市町ごとに「被保険者数」や「医療費水準」等に応じて決定するもの。市町はこの納付金に応じて税率等を検討する。

2 財政健全化に向けた取組状況

(1) 国保経営改革プランの取組 . . . . .資料 1

- ・ 今年 3 月に策定した「第 2 次国保経営改革プラン」に基づき、引き続き、収納率の向上や医療費の適正化など、より一層の経営努力に取り組むとともに、制度改革により創設された「保険者努力支援制度」による交付金の獲得に向け取り組んでいる。

(2) 一般会計からの法定外繰入金

- 本市においては保険者としての経営努力により財政健全化に取り組んでいるが、保険者の責めに帰さない要因（制度改革や無所得者が多いといった制度の構造的な問題）による財政負担については、法定外繰入（財政安定化支援事業分）を行っている。

図表2 一般会計からの法定外繰入金（財政安定化支援事業分）の状況  
(単位:百万円)

年 度	H28(決算)	H29(決算)	H30(当初予算)	H30(決算)	R元(当初予算)
法定外繰入金	511	424	380	0(※2)	1,154(※3)

- ※2 平成30年度は国の公費が見込以上であったため(+2.3億円余)、法定外繰入（財政安定化支援事業分）が不要となった。
- ※3 財政安定化支援事業分約8.5億円（最大値）と追加計上した繰入分約3億円の合計額。

(3) 税率の検討

- 本市では、被保険者の生活の安定や国保事業の安定的な運営を確保するとともに、医療費の動向や社会情勢の変化等に的確に対応できるよう、おおむね2年ごとに保険税率の見直しについて検討している。

図表3 保険税率の見直しの状況

年 度	内 容
平成17年度	・平成7年度以来、10年ぶりの税率改定
平成20年度	・後期高齢者医療保険制度創設への対応と介護納付金分の税率引上
平成22・24年度	・収支状況等を勘案し税率据置
平成26年度	・平成20年度以来、6年ぶりの税率改定
平成28・30年度	・収支状況等を勘案し税率据置

3 国民健康保険特別会計の収支見通し . . . . .資料2

- 本市では税率の見直しを2年ごとに行っていることから、向こう2年間の収支見通しを行う。
- 見通しにあたっては、前提となる今後の被保険者数の推移について、後期高齢者の移行などこれまでの傾向等を踏まえ減少するものとして見込み、これを基に国保特別会計の各項目を試算する。  
⇒ 歳入の根幹である保険税は、被保険者数の減少などにより減少  
⇒ 歳出の主要な部分を占める納付金（※4）は、これまでの納付金額の実績を踏まえた傾向や段階的な激変緩和措置の縮小等（※5）に伴い増加  
ただし、これまでの納付金額については、国が示す納付金の算定方法の変更や県が示す県内総医療費の見通し等によって増減の幅が大きいことから、その状況を踏まえた納付金額の推計を行うことは難しい状況

- ※4 令和2年度が約147億円、令和3年度が約151億円で、約4億円の差
- ※5 令和2年度までは全額措置（本市平成30年度決算額約8億円）されるが、令和3年度以降は漸減していくことが「栃木県国民健康保険運営方針」に明記

⇒ 収支見通しの結果から、収支の均衡を図るため、保険税率や一般会計法定外繰入の見直しなど様々な対応を検討することが必要

図表4 国保特別会計の歳入、歳出と差額の推移（単位：百万円）

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
	納付金144億円 (実績)	納付金158億円 (実績)	納付金147億円 (仮算定)	納付金151億円 (推計値)
歳入	49,418	48,652	48,559	47,962
歳出（*納付金含む）	49,335	50,027	48,775	49,112
歳入歳出差額	83	▲1,375	▲216	▲1,150

#### 4 収支均衡への対応の考え方

##### (1) 基本的事項

- ・ 国保事業に必要な財源は、基本的には保険税で確保するものである。
- ・ 税率については、国保事業の安定的な運営を確保する観点などから、本市では2年ごとに見直しを検討しているが、納付金制度の導入により、県全体の医療費に影響を受ける納付金額が毎年度県から示されることとなり、これに的確に対応することが必要である。
- ・ 制度改革や消費増税などの被保険者を取り巻く環境が変化したことから、税率見直しにあたっては被保険者の負担を十分考慮することが必要である。
- ・ 本市では、被保険者への負担感を最大限考慮し、保険者の責めに帰さない要因による財政負担に対応するための一般会計法定外繰入を実施しており、今回の制度改革に伴う負担増についても、一定の対応が必要である。

##### (2) 対象年度

- ・ 平成30年度の制度改革から間もないこともあり納付金額が安定していないことから（図表4参照）、これを基に見通した令和3年度の納付金額に一定の精度を求めることは困難であり、よりの的確に税率を設定できるよう、納付金算定が安定するまでの暫定的な対応として、今年度は納付金額が確実な令和2年度のみについて検討し、令和3年度については改めて来年度示される納付金額に基づき検討する。

### (3) 負担のあり方

- ・ 今年 10 月の消費増税が被保険者へ与える影響（負担感）が大きいことから、国保税率の引上（※6）による負担感を勘案すると、税率は据置とすることが望ましい。
- ・ 今回の制度改革に伴う負担増については、従来から実施している一般会計法定外繰入の考え方（保険者の責めに帰さない制度改革等に起因するもの）に即することから、一般会計法定外繰入の内容を拡充して対応する（※7）。
- ・ なお、今次、制度改革においては、納付金制度の導入に伴う影響・激変を緩和するため、国等において暫定的な措置が各種講じられていること等を鑑み、当該繰入について、制度の安定化（納付金額の安定や制度設計の定着状況等）が図られるまでの暫定的な対応とする。

※6 令和 2 年度の収支均衡を図るため税率引上で対応する場合、1 人当たり保険税額は 100,348 円（引上額：2,327 円）

※7 法定外繰入の拡充内容 . . . . . **資料 3**

#### ア 制度改革に伴う繰入

今回の制度改革に伴う負担増は、保険者の責めに帰さない制度改革に起因する負担増に該当することから、繰入を拡充する。

#### イ 国保制度の構造的な問題に対応するための繰入

国が財政負担に対して一定の基準に基づく繰入を認めているものに、本市独自に基準を緩和し、国保制度の構造的な問題（高齢者、低所得者が多いこと）による財政負担に対して繰入を拡充する。

#### ウ 従来の繰入項目の拡充（無所得者支援分の適用拡大）

国保算定上無所得者扱いとなる、基礎控除額以下の被保険者に対しても、無所得者支援分の適用を拡大し繰入を拡充する。

### 5 今後の対応

- ・ 令和 2 年 1 月上旬に令和 2 年度の納付金額が確定するが、その確定額について、仮算定額を下回るなど、仮算定額から大幅な乖離が認められない額であれば、税率は現状維持とする。
- ・ 令和 3 年度の税率については改めて来年度の納付金の算定値に基づき検討する。

## 財政健全化策の取組状況と今後の取組

## 1 これまでの取組状況

「宇都宮市国保経営改革プラン」（平成 22～30 年度）に基づき、収納率の向上や医療費の適正化などの各種施策に取り組み、着実に実績を上げてきた。（平成 30 年度までの取組状況は別紙 1 「財政健全化策の取組実績」のとおり）

## 2 「第 2 次国保経営改革プラン」（令和元～6 年度）における目標

## (1) 施策目標

## ○ 一般会計繰入金（財政安定化支援事業分）

⇒ 保険者（市）の責務として収納率の向上や医療費の適正化など最大限の経営努力を行うことにより削減に努める

## (2) 指標（令和 6 年度時点）

ア 保険税収納率（現年度） ⇒ 92.00%

イ 1 人当たり医療費の増加率 ⇒ 20.12%以内に抑える（対 H 29 年度決算比）

※ いずれも「栃木県国民健康保険運営方針」を踏まえ設定

## 3 令和 3 年度における目標と財政効果

国保経営改革プランで掲げる令和 6 年度の目標を達成するため、平成 29 年度の実績値を基点に令和 6 年度の目標に向け各年度の目標を平準化して設定

## (1) 保険税収納額（現年度）

	H29 年度(実績)	R3 年度(目標)	効果
収納率 (%)	87.28	89.96	H29 から +2.68pt 上昇

⇒ 収納率 2.68pt 上昇に対する財政効果額（収納額） → 2 億 6,300 万円

## (2) 医療費の適正化（目標値以内に抑える）

	H29 年度(実績)	R3 年度(目標)	効果
1 人当たり医療費増加率 (%)	基準年	(H29 年度比) 11.03	取組前の増加率から 2.26pt 抑制

⇒ 増加率 2.26pt 抑制に対する財政効果額（医療費換算） → 7 億 5,900 万円

## 4 保険者努力支援制度の交付金獲得に向けた対応

収納率向上や医療費適正化に向けた取組等に応じて交付されることから、より多くの交付金を獲得できるよう、より一層の施策事業の推進を図る。

【参考】保険者努力支援制度に係る本市の獲得点数及び交付額

年度	国			県		
	満点	獲得点	交付額	満点	獲得点	交付額
平成 30 年度	790 点	400 点	193,741 千円	445 点	180 点	418,225 千円
令和元年度	880 点	537 点	217,234 千円	890 点	—	—
令和 2 年度	995 点	—	—	—	—	—

※ 「—」は国・県算定中又は検討中

## 5 主な財政健全化策

別紙 2 「財政健全化のための主な施策と取組」のとおり

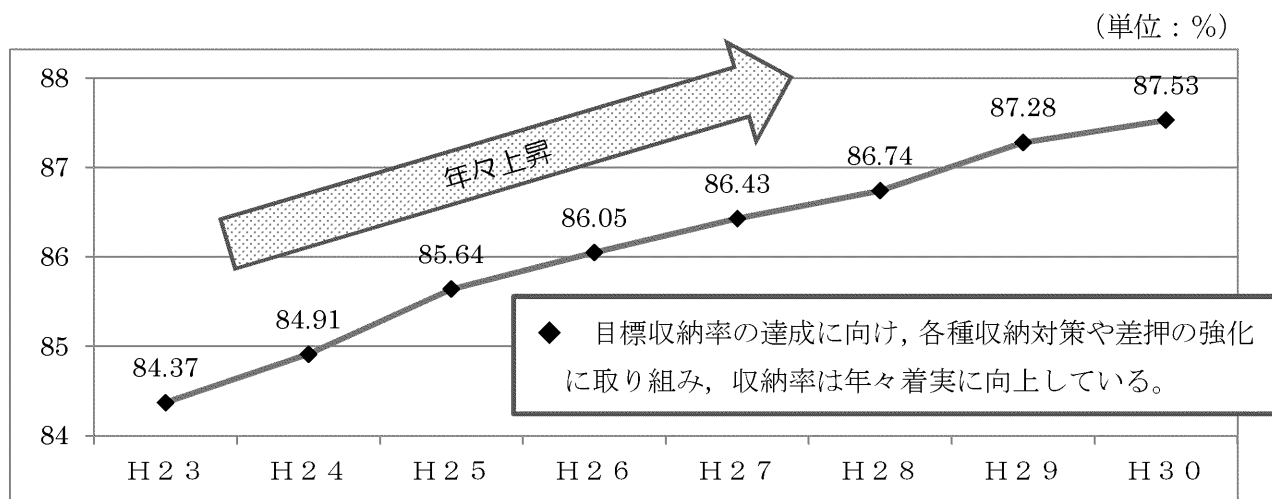


財政健全化策の取組実績

1 収納率向上（現年度収納率）

【目標】平成30年度 89.50% 【実績】87.53% ▲1.97%

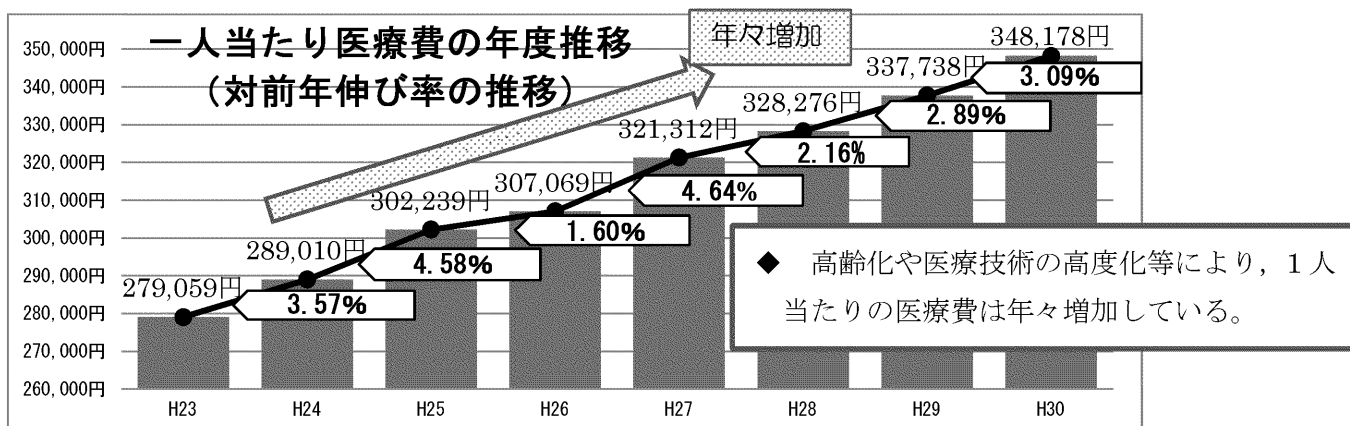
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
収納率	84.37	84.91	85.64	86.05	86.43	86.74	87.28	87.53
前年度比	—	+0.54	+0.73	+0.41	+0.38	+0.31	+0.54	+0.25



2 医療費適正化（1人当たり医療費/医療費総額）

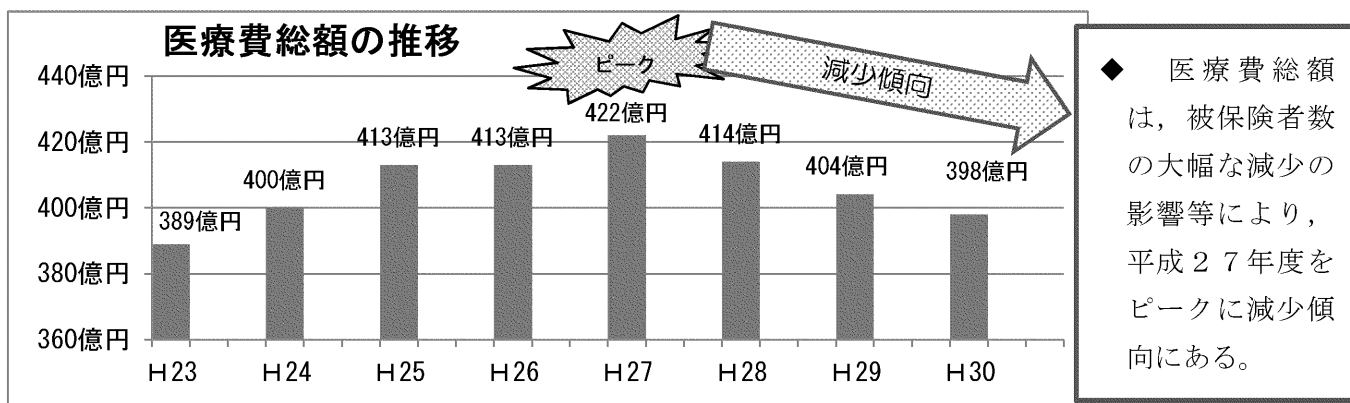
《1人当たり医療費増加額》

【目標】平成30年度 対前年度比の 2.25%以内 【実績】3.09% +0.84%



《医療費総額》

【目標】平成30年度 平成25年度比の13.18%以内 【実績】△3.65%



## 財政健全化のための主な施策と取組

## (1) 保険税の収納率向上（保険税収納率（現年度））

経営改革プラン上の分類	具体的な施策と取組
ア 納期内納付の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆口座振替の加入促進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・口座振替加入勧奨の強化                   <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒バス停留所に設置されている電子公告(デジタルサイネージ)を活用した納期内納付の啓発と口座振替の勧奨【R1～】</li> <li>⇒ペイジー口座振替用モバイル端末の各地区市民センター・出張所への設置拡大【検討中】</li> </ul> </li> <li>・口座振替加入キャンペーンの実施                   <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒とちぎテレビデータ放送による口座振替勧奨【R1～】</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>◆納税環境の整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子納付などによる納税環境の整備                   <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒クレジットカードによる収納【検討中】</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
イ 早期納付の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆電話・文書催告の強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・納税催告センターの活用【継続】</li> </ul> </li> <li>◆臨戸訪問の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・部内支援休日臨戸訪問の実施【継続】</li> </ul> </li> </ul>
ウ 納税相談機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆夜間窓口、休日納税相談【継続】</li> <li>◆資格証明書・短期被保険者証の交付による納付相談機会の確保【継続】</li> </ul>
エ 滞納者への指導強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆滞納処分の強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・徹底した財産調査と滞納処分の実施【継続】</li> </ul> </li> <li>◆特別収納対策室との連携               <ul style="list-style-type: none"> <li>・高額・長期滞納者の債権管理や遠隔地実地調査の実施【継続】</li> </ul> </li> </ul>
オ 資格の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆二重資格の解消               <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンラインシステムを活用した二重資格者への脱退勧奨【継続】</li> </ul> </li> </ul>

## (2) 医療費の適正化（1人当たり医療費の増加率）

経営改革プラン上の分類	具体的な施策と取組
ア 医療費の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ジェネリック医薬品の普及促進【継続】               <ul style="list-style-type: none"> <li>・差額通知の送付による利用促進</li> <li>・市薬剤師会との連携によるイベントでの周知啓発活動の実施</li> </ul> </li> <li>◆適正受診の推進【継続】               <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者求償の取組                   <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒消費生活センターとの連携体制の構築【R1～】</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>◆レセプト点検等の推進【継続】</li> </ul>
イ 生活習慣病の発症予防・重症化予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆生活習慣病の発症予防               <ul style="list-style-type: none"> <li>・未受診者対策の強化                   <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒新規国保加入者への特定健診案内チラシの配布【R1～】</li> <li>⇒特定健診の未受診者勧奨，受診機会の拡充【継続】</li> <li>⇒未受診者勧奨通知作成へのAIの導入【検討中】</li> </ul> </li> <li>・特定保健指導                   <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒未利用者へのオペレーター電話勧奨実施（通年）【R1～】</li> </ul> </li> <li>・人間ドック・脳ドック健診補助事業【継続】</li> </ul> </li> <li>◆生活習慣病の重症化予防               <ul style="list-style-type: none"> <li>・糖尿病重症化予防対策事業【継続】</li> </ul> </li> </ul>
ウ 健康づくりを支える環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域における健康づくりの推進【継続】</li> <li>◆事業所における健康づくりとの連携【継続】</li> <li>◆地域包括ケアに係る取組との連携               <ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢医療制度と介護保険制度の連携した保健事業の実施                   <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒後期高齢者医療制度と介護保険制度の地域支援事業を連携した保健事業の展開【検討中】</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

# 令和2・3年度 本市国保財政の収支見通しについて

資料2

## 1 収支見通しの推計方法

項目	推計方法等
1 収支試算の前提条件	○ 被保険者数・世帯数 ○ 歳出の保険給付費や歳入の保険税等、各種項目の推計の基本となる数値
	被保険者数 ○ 過去3か年の傾向と以下の特殊要因を踏まえ算出 ・ 被用者保険の適用拡大による28・29年度の急激な減少を除いた30年度直近実績のみを反映 ・ 後期高齢者医療への移行による減少数は令和2・3年度に移行が見込まれる年齢の被保険者数を反映 ⇒ 令和2年度から3年度にかけて5,500人減少
	世帯数 ○ 被保険者数、1世帯当たりの被保険者数の相関から算出
2 各項目の推計	(1) 主な歳出
	保険給付費(★) ○ 給付費実績の平均伸び率(過去5か年)により推計
	国保事業費納付金 ○ 令和2年度は仮算定額(11月提示の仮係数に基づく見込額) ○ 令和3年度は県内保険給付費見込及び過去3か年の本市納付金の算定実績を基に算出する(※1)とともに、激変緩和措置減少の特殊要因(※2)を加え算出 ※1…県推計の医療費伸び率から見込まれる令和3年度県内保険給付費に過去3年間の県内保険給付費に占める本市納付金割合の平均値を乗じ算出(+2億円) ※2…令和5年度までの限定措置としている激変緩和措置(約8億円)について、令和3年度以降に漸減することとしており、軽減措置減額分を納付金推計に上乗せ(+2億円) ⇒ 県内保険給付費は減少が見込まれるものの、これまでの本市の納付金算定の実績及び激変緩和措置の見込の影響により納付金増加(+4億円)の見通し
	(2) 主な歳入
	保険税 ○ 課税額は被保険者数、世帯数の見込で計算 ○ 現年度収納率は過去5年間の平均伸び率 ⇒ 被保険者数の減少に伴う現年度課税額の減少等により、保険税収も減少(△4億円)
保険給付費等交付金 普通交付分(★)：保険給付費(出産育児諸費等除く)と同額 特別交付分(保険者努力支援制度分等)：平成30年度決算額	
一般会計繰入金 ○ 被保険者数の減少等により繰入算定額も減少(△1億円)	

(★) 保険給付に係る費用は全額県が負担するため、収支には影響しない

## 2 収支見通しの推計結果

### ■ 主な項目の推移

年度区分	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		
	(実績)	前年比	(実績)	前年比	(見込)	前年比	(推計)	前年比	(推計)	前年比	
国保被保険者数〔全体〕(人)	119,701	▲3.9	114,183	▲4.6	109,200	▲4.4	105,000	▲3.8	99,500	▲5.2	
国保世帯数(世帯)	73,720	▲2.6	71,665	▲2.8	69,800	▲2.6	68,300	▲2.1	65,900	▲3.5	
1世帯当たりの被保険者数(人/世帯)	1.62	▲1.2	1.59	▲1.9	1.56	▲1.8	1.54	▲1.7	1.51	▲1.8	
歳出	保険給付費(百万円)	33,672	▲0.2	33,289	▲1.1	33,205	▲0.3	33,121	▲0.3	33,042	▲0.2
	国保事業費納付金(百万円)	-	-	14,419	-	15,842	9.9	14,694	▲7.2	15,101	2.8
歳入	現年度保険税額(百万円)	11,710	▲5.5	11,088	▲5.3	10,756	▲3.0	10,292	▲4.3	9,820	▲4.6
	現年保険税収納率(%)	87.28	0.54	87.53	0.25	87.91	0.38	88.29	0.38	88.67	0.38

### ■ 収支試算結果 (※現行税率にて推計)

(単位：千円)

年度区分	令和2年度	令和3年度
<b>国保事業費納付金</b> (主な歳入：保険税+①+③+④)	<b>仮算定額 14,693,514</b>	<b>見込額 15,101,086</b>
歳出		
保険給付費 (主な歳入：保険給付費等交付金)	33,120,101	33,041,619
保健事業費(主な歳入：税+②+④)	278,898	288,091
その他	682,387	681,042
<b>歳出計</b>	<b>48,774,900</b>	<b>49,111,838</b>
<b>保険税</b>	<b>9,944,785</b>	<b>9,527,845</b>
<b>一般会計繰入金</b> (=①+②+③+④)	<b>4,753,982</b>	<b>4,641,635</b>
歳入		
法定内		
保険基盤安定繰入金…①	2,493,391	2,424,113
国保繰出基準に基づく繰入…②	835,641	825,377
法定外		
市の福祉政策に基づく繰入…③	587,274	586,649
財政安定化支援事業分繰入…④	837,676	805,496
保険給付費等交付金	33,746,824	33,682,282
その他	113,541	110,686
<b>歳入計</b>	<b>48,559,132</b>	<b>47,962,448</b>
<b>歳入歳出差額</b> (=剰余金または不足額)	<b>△215,768</b>	<b>△1,149,390</b>
年間平均被保険者数	105,000	99,500
一人当たりの保険税額	98,021	98,693
一人当たりの過不足額(円)	△2,055	△11,552

## 法定外繰入の拡充内容について

本市がこれまで実施してきた、保険者の責めに帰さない要因（※）による財政負担に対応するための一般会計からの繰入（財政安定化支援事業分）について、以下のとおり拡充する。

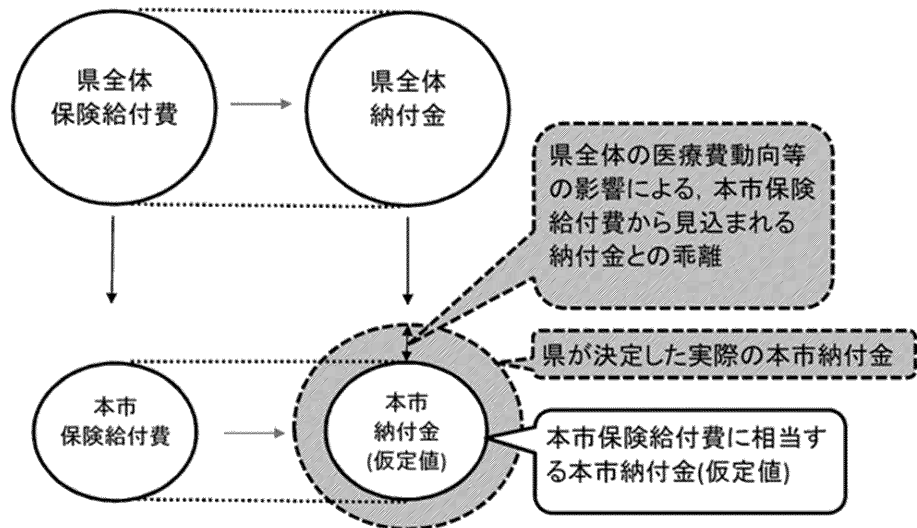
※制度改革や無所得者が多いといった制度の構造的な問題など

### 1 制度改革に伴う繰入

- ・ 平成 30 年度からの制度改革に伴い、市町は県が決定した納付金を県へ納付
- ・ 納付金は、県全体の医療費動向等を踏まえ決定（＊）  
＊ 県全体の納付金が算出され、市町の被保険者数や医療費水準等に応じて案分
- ・ 納付金制度の下では、保険者として県全体の状況に応じた負担部分も納付

⇒ 今回の制度改革に伴う負担増は、保険者の責めに帰さない制度改革に起因する負担増に該当することから、繰入を拡充

図表 1 制度改革に伴う財政負担のイメージ

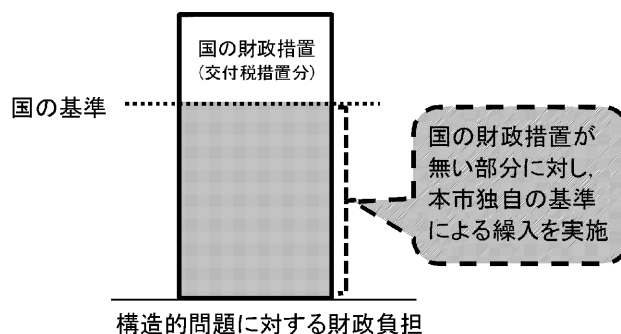


### 2 国保制度の構造的な問題に対応するための繰入

- ・ 国保財政においては、被保険者の高齢化や低所得者が多いことによる財政負担が必要
- ・ 国はこうした財政負担に対して一定の基準に基づく財政措置(交付税措置)をしているものの、基準に基づく本市の1人当たり財政措置分は少ない状況(中核市比較47位/58市)であり、依然として財政運営は厳しい状況

⇒ 本市独自に基準を緩和し、国保制度の構造的な問題（高齢者、低所得者が多いこと）による財政負担に対して繰入を拡充

図表 2 構造的な問題に対応するための財政負担イメージ



3 従来の繰入項目の拡充（無所得者支援分の適用拡大）

- ・ 本市はこれまで無所得者支援分の法定外繰入実施
- ・ 一方、所得額が基礎控除（33万円）以下の対象者も国保税算定において無所得者
- ・ 基礎控除は、本人の最低限度の生活を維持するのに必要な部分は担税力を持たないと考えられることから控除するものであり、無所得者と同様の対応が必要

⇒ 国保算定上無所得者扱いとなる、基礎控除額以下の被保険者に対しても、無所得者支援分の適用を拡大し繰入を拡充

図表3 無所得者支援分の適用拡大イメージ

